

食支援通信

Vol. 11

食支援研究会

テーマ
栄養に関する
診療報酬改定のポイント

訪問栄養食事指導料の新設

今回の改定により、退院後に管理栄養士がご自宅へ訪問し、個々の状態に応じた食事・栄養の支援を行う体制がより整備されました。具体的には、

- ・ 食事内容や栄養バランスの評価と改善提案
- ・ 嚥下機能や咀嚼機能に配慮した食事形態の提案
- ・ 低栄養予防や体重減少への対応
- ・ ご家族への調理方法や食事介助のアドバイス

など、退院後の生活を見据えた継続的な支援が期待されています。

→退院後の食事に不安がある方や、食事量の低下・体重減少があり低栄養の恐れがある方への利用が求められています。

※当院でも、地域での療養生活を支える取り組みとして導入に向けて検討を進めています。

嚥下調整食加算の新設

飲み込みに配慮した「嚥下調整食」に対して、
新たな評価（加算）が設けられました。
これにより、

- ・ 安全に食べられる形態の選択
- ・ 見た目や食感、味付けなどへの配慮
- ・ 個々の嚥下機能に応じたきめ細かな対応
- ・ 医師、看護師、リハビリ、管理栄養士など多職種による連携

といった、**より質の高い食支援の提供**が求められています。

→「**食べる楽しみ**」を保ちながら、
安全に食事を継続できる支援の重要性が高まっています

※当院での具体的な運用については、今後の体制整備を踏まえ、検討を進めています。

今年度の診療報酬改定により、**栄養面での支援がさらに充実**しました。当院でも、患者さんの「食べる力」を支える取り組みを強化していきます。また、入院中から退院後まで切れ目のない栄養支援を目指し、患者さん一人ひとりに寄り添った食支援体制の充実に取り組んでいます。

掲示許可シール
貼付スペース